

広島県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価上昇や気候変動に伴う災害等の影響下においても介護サービスの継続提供に必要な支援を行うことを目的として、広島県が交付する補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護事業所等」とは、別添1に掲げる事業所又は施設をいう。

2 この要綱において「対象経費」とは、第4条に規定する補助対象経費をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、広島県内に所在する介護事業所等又は介護施設等を運営する法人その他の団体であって令和8年3月31日までに介護保険法、社会福祉法、老人福祉法のいずれかに基づく指定を受けた者であり、対象経費を支出した者とする。

2 休業中の事業者であっても、事業再開後に対象経費を支出する場合は、補助対象とすることができる。

3 第5条に規定する補助対象期間において、廃止又は休止を行った事業者については、補助対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、介護事業所等に係るサービス継続のための対応又は災害備蓄等への対応に必要な経費（燃料費、有料道路通行料、暑熱・雪害対策用品、衛生用品、備蓄物資、ポータブル電源等の購入費用等）とする。

2 介護報酬その他の国庫補助金等により措置されているものは、補助対象としない。

3 対象となる経費の単価は、消費税及び地方消費税を除いた価格とし、30万円未満のものに限る。

(補助対象期間)

第5条 補助金事業の対象経費に係る事業の実施期間は、広島県による内示から実績報告の提出期限までの期間とする。

(補助金額)

第6条 補助金の交付額は、介護事業所等又は介護施設等ごとに、別添1に掲げる基準単価（基準単価が定員当たりの場合は定員数を乗じた額）を上限とし、広島県が算出した額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 基準単価を超えない範囲で、同一の介護事業所等又は介護施設等について、第4条の経費を併せて補助することができる。

4 補助金の交付は、原則として1介護事業所等又は1介護施設等当たり1回限りとする。

(交付申請手続等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別添2の交付申請書兼実績報告書に、知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 複数の介護事業所等又は介護施設等を運営する法人に当たっては、県内に所在する対象の指定権者が知事の場合は、一括して申請することができる。

3 申請に際しては、対象経費を税抜き価格で報告するものとする。

4 補助事業者は、対象経費の支出を証する書類及び帳簿等を整備し、事業完了の日（事業を中止又は廃止した場合はその承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（第4条1項に掲げる備品等）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了す日まで保管しておかなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、第7条第1項により提出された別添2の交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知する。

(補助金の支払)

第9条 知事は、第8条の規定により補助金の額を確定した時には、補助事業者に対し補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、補助事業者が虚偽若しくは不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱若しくは交付の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第22条第1項ただし書の規定に基づき知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、事業完了の日の属する会計年度の終了後5年間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(受給権の譲渡等の禁止)

第12条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定め

る。

附 則

この要綱は、令和8年6月27日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。